

## 平成19年度 第6回浦安市環境審議会 会議要旨

1. 開催日時 平成20年3月25日(火) 午前10時～正午

2. 開催場所 浦安市中央図書館2階視聴覚室

### 3. 出席者

(委員)

柳憲一郎、上野菊良、畑中範子、木邨定男、石黒武、木村英紀子、武藤睦美、  
小川和裕、熊倉敬三

(市)

都市環境部長 古賀典道、都市環境部次長 押尾照明、環境保全課長 中谷和久、  
ごみゼロ課長 永井一彦、環境レンジャー課長 廣瀬雅美、下水道課長 小泉武夫、  
みどり公園課長 宇田川義治、クリーンセンター長 恒松健二、  
ビーナスプラザ所長 市川卓矢、斎場長 相馬仁一、事務局(環境保全課職員7名)

### 4. 内容

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 都市環境部長挨拶

(4) 議題

- ・ 都市環境部における新年度主要事業の概要について
- ・ 環境保全条例素案について(審議)

(5) 閉会

## 5. 会議経過

### ①「都市環境部における新年度主要事業の概要について」

#### ・説明

「主要な事業の概要説明書（資料1）」に基づき、都市環境部における主要事業の概要を説明した。

#### ・質疑応答

##### 委員

・環境保全課の総合体育館E S C O事業で、計画年度を6年間見込んでいると説明があったが、資料だと8年間ではないか。

##### 事務局

・当該事業については、最終的に事業者から提案をいただくが、どのような提案があるか解らないことから、当初市が事業費を想定し、事業導入による光熱水費の削減保証額を見込んで行なっていくもの。このようなことから、市が想定した計画年度が8年であった。今回いただいた京葉ガスグループからの提案では、概ね3億円の初期投資で、年間4800万円以上のコスト削減が図れるとのこと。4800万円以上であれば概ね6年間で初期投資を回収できることから、6年となった。

##### 委員

・それでは少し足りないのではないか。

##### 事務局

・これから契約交渉に入るため、ベースライン等の取り方などなんとか努力して少しでも提案額を下げただけのように努力したいと考えている。まだ6年と決まったわけではない。7年になる可能性もある。

##### 委員

・台風や大雨などで道が悪くなる。以前、地盤沈下の影響ではないのかとの話があったが、これらに対する20年度の対応は？

・二酸化窒素に関する測定を行なっているが、昨年12月の結果では県内でもワースト2であった。また、大気測定局が猫実と美浜にしかないと聞いている。市内も住宅地が広がっていることを考慮すると2箇所だけではなく、常時測定できる測定局がもう何箇所か必要であると考え。もう少し増やすような考えはないのか。

・墓地公園を利用しているが、利用時間が9時から18時までである。利用人数も増加しているようだが、朝早くや夜の利用時間をもう少し延ばすような措置をとれないのか考えて欲しい。

・クリーンセンターでのピット内への落下事故があったが、危険な場所であ

るのか確認したい。

#### 事務局

・排水の関係は、都市整備部で所掌している。現在の雨水は、50mm対応で行なっているが、60mm対応で整備を進めて行く方針を出している。特に埋め立て地区においては、地盤沈下等の影響により道路が冠水する箇所があるが、2箇所ほど対応済みで残り1箇所は対応中である。

・猫実測定局は、1年間を通して市内全体を大気の状態を把握するため設置している。自動車排ガスの影響を大きく受ける地点で設置すると一般環境とのデータの格差が大きい可能性があることから、測定局の増設については今後検討が必要である。二酸化窒素の測定結果については、環境基準が1年を通じて測定した結果で判断するものであることから、今回の測定結果のみで環境が悪いとは判断できないと考える。測定局については、現在のところ増設は考えていないが、今後のデータの推移等を勘案して必要があれば検討していく。

・墓地公園の管理は指定管理者である浦安市施設利用振興公社が行なっており、従前から繁忙期は1、2時間の延長を行なっている。また、延長等は利用者へのアンケート調査を参考に行なっているが、これらに伴う人件費の増などとのバランスにも配慮しつつ検討を行なっていきたい。

・クリーンセンターのプラットホームについては、日々、収集車も多く入っている場所であるため、慣れていない市民の方からすると自動車の台数等の面から危険という感じはあるのかもしれない。今回の事故では新聞報道等によるとブレーキとアクセルを間違えたことによる落下と聞いており、場所による危険度が高いから起こったとは考えていない。しかしながら、一般の乗用車がプラットホームに上がらない方法を今後検討していきたい。

#### 委員

・クリーンセンターに持ち込まれた自転車は、市民の持ち込みと説明があったが、自分の情報ではほとんどが放置自転車とも聞いている。一方で市内年間約30,000台も購入していることを考えると、この潰してしまう自転車をもっと有効利用できるような仕組みをもったいないプロジェクトとして、市で取り組んでいくべきと考えるが、そのような考えはないのか。

#### 事務局

・放置自転車はご指摘のとおり非常に多い状況である。このうち約6割は持ち主に帰り、残りの一部はリサイクル事業者に渡ることもあるが、ほとんどが廃棄処分となっている。放置自転車の保管場所もいっぱい状態であり、これらをうまくリサイクルしていく仕組みをどのように機能させるかが現在の課題と認識している。もったいないプロジェクトの施策も考慮しながら、都市整備部と連携していきたい。

#### 委員

- ・空き缶等ポイ捨て防止対策事業について、例年定期的に駅で朝の通勤時間帯に啓発しているのは、皆さん忙しい時間帯であることから無意味であると考えている。
- ・市内の無認可保育園の例では、園児に月1回近所のゴミ拾いを行わせているようで、小さいうちから行うこのような取り組みは非常に重要と考えている。市立保育園や幼稚園などでも、保育幼稚園課と連携してこのような取り組みはできないのだろうか。

#### 事務局

- ・朝の時間帯の啓発については、方策について再度検討していきたい。また、市立保育園でのポイ捨ての啓発などについては、ごみの分別なども含め、関係各課と調整し、実現可能であれば取り組んでいきたい。
- ・仮称環境学習アドバイザーの登録制度や仮称エコライフ推進員制度などを利用し、このような啓発事業についても取り組んでいきたい。

## ②「環境保全条例素案について（審議）」

#### 説明

- ・「第5回環境審議会（審議）で出されたご意見に対する事務局対応案」に基づき、概要を説明した。

#### 会長

- ・第17条の「必要に応じて」に変更する案であるが、今後、別途貸付規定を検討するのであれば、例えば「別に定めるところにより」などときちっと条例で委任する規定を置く必要がある。

#### 会長

- ・他に意見はありますか。（返答なし）
- ・特になければ、前回議論については、この事務局対応案のとおり処理をすることでよろしいか。（返答なし）

#### 委員

- ・特に意見はないが、歴史等の継承に関する規定について、市がきっちりと水辺の保全に関わっていくことがわかるので、この対応案について評価する。

#### 委員

- ・30ページの環境保全協定であるが、事業者との限定ではなく、広い意味でとらえるべきと考える。例えば水辺の環境保全について関連するNPOとの間にも協定が必要な場合も想定できるので、そのような対応についても考えるべきである。

会長

- ・このようなNPOとの協定という形は、協定という形ではなく、NPOへの支援という意味合いが強いのではないか。第19条（市民等が行う環境の保全等に関する活動の促進）で読み込んでいけるのではないか。21条（環境学習等の推進）でも担保しようという形ではないか。

委員

- ・63条（環境保全協定）をもう少し明確にして欲しい。例えば63条に「事業者との間」とあるが、「事業者等」とすればNPOとの協定にも支障がないと考えるが。

会長

- ・協定は基本的に「事業活動に伴うものの環境負荷の低減を図るために」結ぶことを想定して規定されている。このように考えると「等」をいれるのは無理があるように感じる。どうしても入れるのであれば、新たな項立てをしなくてはならない。なにか具体的にNPOが協定を結ぶような事例があるのか？

委員

- ・特に具体的にそのようなものはない。現時点では「環境の保全を推進するために」という広い意味にとらえることができてしまい、このようなことだと市民が入っていないことはおかしいのではないかと考える。公害を防止するために事業者と協定を結ぶと明確になっていけば問題ない。例えば「事業活動に伴う公害を防止するために」などとなっていれば事業者のみでかまわないと考える。

会長

- ・「環境の保全を推進するために」という箇所を「環境上の支障を防止するために」にするべきである。

事務局

- ・環境基本条例では「市民の責務」「事業者の責務」がそれぞれ定められており、それとの整合性などを事務局にて再度検討させていただきたいと考えている。

会長

- ・それでは、63条の初めに「事業活動に伴う」を入れて明確にすることによっていいか。

委員

- ・そのほうがはっきりする。

#### 事務局

- ・第16条（水辺の保全等及び歴史的資源等の継承）で第1項が「市」第2項が「市民及び事業者」と分けているが、今後15条（自然環境及び動植物の生態系を保全するための施策）のように「市、事業者及び市民」と整理させていただきたい。

#### 委員

- ・P29、30の第61条（省エネルギーの使用の合理化の推進）だが、この条例で市民として省エネルギーに取り組むためには、「エネルギーの使用の合理化」との表現ではあいまいで、漠然と理解できるが、もう少し具体的な表現のほうがよいのではないか。
- ・特に市がなにをバックアップしてくれるのかなどの記載が必要ではないか。また、第62条（自然エネルギーの導入の推進）にある「自然エネルギー」のあとにカッコ書きで説明があるが、この説明は第61条に入るべきではないか。

#### 事務局

- ・条例上わかりずらい表現となってしまうが、今後啓発などを通じてわかりやすい表現をしていきたいと考える。

#### 会長

- ・市民や事業者に対して「自然エネルギーを導入しろ」となっているが、一方で第60条（地球環境の保全のための施策）では市は率先して導入するとはなっていない。市が導入を率先しないものを市民や事業者に勧めることはどう考えればよいか。このように考えると第60条に導入に努めると入れるべきと考える。60条第2項に62条のことを入れるべきと考える。

#### 事務局

- ・第60条について、ご意見を踏まえて修正していく。

#### 委員

- ・64条の苦情の処理について、「公害に関する苦情について」とあるが、環境保全条例であることから、典型7公害だけでなく、生活環境の苦情も受け付ける「公害等に関する」に変更した方がよいのではないか。

#### 会長

- ・第5回審議で出された意見に対する事務局対応案には、典型7公害以外も読めるとあるが、条文を見ると「・・・悪臭によって、人の健康・・・」となっているので、ここを見る限りでは典型7公害以外は読めないと考える。ただし、公害紛争処理法等で処理している全国の苦情件数などの内訳をみると典型7公害以外の不法投棄なども含まれることから、ここではそれほど細か

くする必要はないと考える。

#### 委員

- ・了解した

#### 会長

- ・公害という言葉より「環境保全上の支障に関わるような苦情に関しては・・・」などがよいのではないか。

#### 事務局

- ・ご意見も踏まえ、再度検討したい。

#### 委員

- ・前回の素案にある55条、56条にあった土砂等による土地の埋め立てによる土壌の汚染等の防止と措置命令がなくなっているが、理由はなにか。

#### 事務局

- ・前回お配りした素案と今回の素案では、市の政策法務室との条例審査で若干変更している箇所もある。今回の土壌の汚染等の防止に関しては、その条例審査において「法律もあり、条例もあるのに、同じものを市の条例で規定する必要はない」との判断があったことから、抜いているものです。ただ、この見解はあくまでも案であることから、審議会での議論などを踏まえ追加することは可能です。

#### 会長

- ・土壌汚染については、国のほうの改正の懇談会なども開催しており、現行よりも規制する方向で議論が進んでいると聞いている。このような状況の中、本市の条例改正ではその改正も踏まえて議論していくのがよいのではないか。
- ・土壌汚染防止法は公害の範疇で考えられているが、自然由来は公害の範疇を超えている。この自然由来の汚染によって人の健康被害が生じた場合には、なんらかの対応をせざるを得ない。本市の場合、埋立地であることから、砒素による汚染が考えられるが、これらのリスク管理や情報管理をどのように行なっていくのがひとつの課題であると考えている。あえてこのようなリスク管理の発想を条例に取り入れている事例はあまりないのかも知れない。

#### 会長

- ・本日いただいたご意見は事務局にて十分検討していただき、次回審議会でも回答していただく。また、宿題となっていた前回のご意見に対する回答も踏まえた比較の資料も必要と考える。

## ②「その他」

- ・ 次回の審議会は、約1ヶ月後で改めて通知する。
- ・ 政策法務室との調整結果の比較の資料やこれらの検討を踏まえた最終的な素案も提示する。